

2022 年度政策委員会委員および検討経過

委員長	窪田 直樹 (住友電工)	事務局	佐藤 裕二 (中 執)
副委員長	大住 正樹 (フジクラ)	〃	石橋 進一 (〃)
委員	芳田 達郎 (古河電工)	〃	小嶋 美徳 (〃)
〃	高橋 英人 (昭 和)	〃	三木 隆之 (〃)
〃	戸丸 晴樹 (沖)	〃	本間 義信 (〃)
〃	依田 信次 (東 特)	〃	月山 秀之 (〃)
〃	伊藤 隆徳 (FMGW)	〃	井野 直樹 (〃)
〃	阿部 文一 (タ ツ タ)		
〃	高山 隼 (O C C)		
〃	小林 高志 (住友電装)		

	開催月日	主な検討事項
第1回政策委員会	2022年 9月27日	○政策委員会設置並びに政策委員の確認 ○正・副委員長選出 ○検討項目の確認 ○年間スケジュールについて
第2回政策委員会	2022年11月 7日	○産業別組織の強化に向けた各種制度の見直し(規約・規定等)について
第3回政策委員会	2023年 2月16日	○産業別組織の強化に向けた各種制度の見直し(規約・規定等)について
第4回政策委員会	2023年 4月 7日	○産業別組織の強化に向けた各種制度の見直し(規約・規定等)について
第5回政策委員会	2023年 5月 9日 ～11日	○産業別組織の強化に向けた各種制度の見直し(規約・規定等)について ○2023年度 全電線 政策レポートについて
第6回政策委員会	2023年 6月14日	○2022～2023年度政策委員会 中間報告(案)について ○2023年度 全電線 政策レポートについて

2023 年度政策委員会委員および検討経過

委員 長	寺坂 匡武 (住友電工)	事務局	佐藤 裕二 (中 執)
副委員 長	大住 正樹 (フジクラ)	"	石橋 進一 (")
委 員	芳田 達郎 (古河電工)	"	小嶋 美徳 (")
"	渡辺 謙一 (S W C C)	"	三木 隆之 (")
"	戸丸 晴樹 (沖)	"	本間 義信 (")
"	依田 信次 (TOTOKU)	"	野々口 航太 (")
"	伊藤 隆徳 (FMGW)	"	井野 直樹 (")
"	阿部 文一 (タ ツ タ)		
"	高山 隼 (O C C)		
"	小林 高志 (住友電装)		

	開催月日	主 な 検 討 事 項
第 7 回政策委員会	2023年 9月 28日	○政策委員の確認 ○政策委員長選出 ○検討項目の確認 ○年間スケジュールについて
第 8 回政策委員会	2023年 11月 6日	○産業別組織の強化に向けた各種制度の見直し（規約・規定等）について
第 9 回政策委員会	2023年 12月 21日	○産業別組織の強化に向けた各種制度の見直し（規約・規定等）について
第 10 回政策委員会	2024年 2月 14日	○産業別組織の強化に向けた各種制度の見直し（規約・規定等）について
第 11 回政策委員会	2024年 4月 4日	○産業別組織の強化に向けた各種制度の見直し（規約・規定等）について
第 12 回政策委員会	2024年 5月 13日 ～ 14日	○2022～2023 年度政策委員会 検討結果（案）について
第 13 回政策委員会	2024年 6月 13日	○2022～2023 年度政策委員会 検討結果（案）について

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○ 『産業別組織の強化に向けた 各種制度の見直し（規約・規定等）』	
「諮問事項」「組織強化」について・・・・・・・・	3
「財政対策」について・・・・・・・・・・・・・・・・	13
「規約・規定の改正」について・・・・・・・・	18
「参考資料」・・・・・・・・・・・・・・・・	21
全電線中央執行委員会見解・・・・・・・・	23

はじめに

全電線では、2019年度に策定した「全電線 中期基本政策 2020年代前期における運動の指針と方向」に沿って運動を進め、生活の安心・安定をめざし、「相互信頼・相互理解」の精神を基調に、運動を展開しています。

そのようななか、2022～2023年度政策委員会では、「産業別組織の強化に向けた各種制度の見直し（規約・規定等）」について諮問を受け、産別組織の強化の視点として「2012～2013年度 組織検討委員会検討結果」および「2014～2015年度 組織委員会検討結果」に基づき、「組織強化」「財政対策」「組織体制」「組織運営」の4つの項目から、論議・検討することとしました。そのなかでも、「組織強化」「財政対策」について、重点的に論議・検討を進め2022年度は「組織強化」、2023年度には継続論議であった「財政対策」について取りまとめを行いました。また、「組織強化」のなかで内部強化を図るうえで、「組織体制」「組織運営」について論議・検討を行いました。

本政策委員会では、これまでの活動を率直に振り返り、大変革を見据えるなかで鋭意検討を重ね、ここに諮問事項に対する2022～2023年度政策委員会検討結果としてまとめましたので提起いたします。本検討結果が全電線運動において、さらなる前進に向けての糧となることを強く期待します。

『産業別組織の強化に向けた
各種制度の見直し（規約・規定等）』

【 諮 問 項 目 】

【 組 織 強 化 】

【 諮 問 項 目 】

『産業別組織の強化に向けた各種制度の見直し（規約・規定等）』

「2012～2013年度 組織検討委員会検討結果」および「2014～2015年度 組織委員会検討結果」に基づいた、2016年度以降の運動の検証と現在の課題解消に向けて、組織のあり方・運営・各種制度などについて検討を行うこととしました。

また「2020～2021年度 政策委員会検討結果」においても、全電線の組織拡大につなげるべく、各種体制・制度の見直しや、全電線組合費の徴収基準関係について論議・検討を行っていくことが望ましいとされていることから、これらの検討結果も基に、論議・検討することを諮問され、また、それに伴う「規約・規定」の改正も行うこととしました。

○ 産別の組織強化

産別組織の運動基盤の強化に向けた基本的な考え方として、組合員の「生活の安心・安定」の実現に向けた取り組みを推進していくうえでは、組織の基盤が強固であることが不可欠であると考えます。

こうしたことから、環境変化に対応した組織基盤の強化・確立に加え、産別と単組との連携をさらに強固なものとし、産別組織の強化・発展に向けて取り組みを推進していかなければなりません。

○ 各種体制

現在の産別組織の各種体制については、過去の諸先輩が、その時々の背景や、課題の解決に向け、知識や経験などから積み上げてきた体制であり、今日まで、産別活動を推進するなかで、大きな役割を果たしてきました。しかしながら、私たちを取り巻く背景や環境の急激な変化などにより、これまでの体制では対応しきれない内容もあり、見直しも含め検討するに至りました。

○ これまでの取り組み経過

これまでも、組合員の「生活の安心・安定」の実現に向けては組織基盤が強固であることが不可欠であるとの考え方のもと、環境変化に対応した組織基盤の強化・発展に向け、産別・単組が抱える課題、産別としての運動のあり方などを整理し、産別と単組の連携を密にするなかで、産別組織の強化・発展に向けた取り組みを進めてきました。

とりわけ「2012～2013年度 組織検討委員会」および「2014～2015年度 組織委員会」では、組織運営の観点や財政的観点を踏まえ、全電線組織のあり方についても論議・検討され、以降取り組みを進めてきました。

○ 全電線組織の検証にあたって

「産業別組織の強化に向けた各種制度の見直し」に向けて、まずは、「全電線組織の検証」が必要とのことから、足元の問題への対応に限らず、中長期的視点に立ち、永続的に全電線という産業別労働組合を維持・発展させていくとの考え方にに基づき、産別組織の強化に向け「組織強化」「財政対策」「組織体制」「組織運営」の4つの視点から全電線組織の全般に関わる内容について、幅広く検証を行うため、「2012～2013年度 組織検討委員会検討結果」および「2014～2015年度 組織委員会検討結果」を踏まえ、それぞれの現状や課題、あり方について様々な観点から論議・検討を行いました。

【 組 織 強 化 】

全電線組織の強化については、組織を維持・発展させるためには、組織基盤強化を図るうえで「組織拡大」活動は大きな課題であり、必要不可欠としております。

また、本政策委員会においても、「組織強化」に向けては、外部対応の強化として、上部団体・外部団体などへの対応や、組織拡大への活動は大変重要との結論に至っております。

内部対応の強化についても、専門的知見、連携・共有・発信力など、組織的課題もあることから、喫緊の課題として対処していく必要があります。

1. 上部団体・外部団体などへの対応

産別として、働く者がひとつに結集し、労働者の権利や労働条件の向上を図っていくためには、日本労働組合総連合会（以下、連合）への加盟および参画や、金属産業に集う労働組合で構成される全日本金属産業労働組合協議会（以下、JCM）の一員として活動することは重要です。

以上のことを踏まえ、今後の組織強化の観点から、上部団体や労働者福祉協議会、中連懇話会などの外部団体との関わり方を含め対応について検証し、論議・検討を行ってきました。

『検討結果』

全電線にとって、上部団体からの適切な指導や他産別との情報・意見交換ができる環境は、全電線運動を推し進めるうえでも大変重要であるという認識のもと、今後についてもこれまで通りの加盟形態を維持していくことが適切であると考えます。また、全電線としての意見を反映するため、連合・JCMの一員として諸会議に参画するなど、産別としての役割が高まっているなか、積極的な活動を推し進めてきたことから、社会的運動の推進はもちろんのこと、産別意義を踏まえた活動につながるよう戦略的対応も必要であると考えます。

その他外部団体についても、有意義な活動となるよう連携を深めていく必要があると考えます。

全電線中央役員の上部団体や外部団体諸会議への対応については、積極的に参画することとし、各会議の内容によっては、引き続き各単組・各地方協議会（以下、地協）からの出席の協力も得ながら対応していくことが望ましいと考えます。

2. 組織拡大

『現状・課題』

これまでも組織拡大に向けた取り組みを進めてはいるものの、現状（図表-1）を鑑みてより実効性の高い組織拡大活動が求められており、それを中心的に支える「組織拡大推進センター」の機能面の充実・強化と実行力が必要です。

とりわけ、組織拡大を推進するにあたっては、各単組や地域拠点である各地協の協力も必要不可欠であります。人材・財政両面での課題を抱えており、早急な対策が必要です。

また、新規加盟に向けては積極的な活動と併せ、加入金制度のあり方などについても検討が必要です。

『検討結果』

組織拡大については重点テーマであることから「組織拡大推進センター」の推進力向上と、そのための体制再構築が必要と考えます。加えて、早急かつ確実に実施していくことが重要と考えます。

具体的には、実効性を重視した「組織拡大の手引き」をはじめとするツールの充実、組織拡大実績の蓄積とそのデータベース化の実施、グループ企業・関連企業系列へのアプローチなどに加え、定期的なターゲットの絞り込みや進捗の確認など、それらのフォロー体制を強化することが望ましいと考えます。

各地協においては、取り組みの実態から、ボトムアップ体制は残しつつも、「組織拡大推進センター」を中心とした全電線中央の先導的関与が必要であり、人材の派遣・予算付与についても検討することが望ましいと考えます。

加入金制度については、徴収主旨やあり方など論議し、他産別の状況など考慮した検討の結果、「廃止することが望ましい」との結論に至りました。

また、検討結果に係る「規約・規定」を点検し、以下の通り、一部文言の修正を行いました。

全日本電線関連産業労働組合連合会規約・規定内容（2023年8月24日改正）

※ 改正箇所

現行条文	改正条文
<p>全日本電線関連産業労働組合連合会規約</p> <p>第4章 加盟および脱退</p> <p>(加盟)</p> <p>第8条 全電線に加盟しようとする組合は、加盟申請書に所定事項を記入し、<u>第58条第1項に定める加入金を添えて</u>中央執行委員長に提出する。</p> <p>加盟組合たる資格は、中央委員会の承認を得たときにはじまる。全電線の収支は<u>加入金</u>、組合費、闘争資金、扶助資金および寄付金などで支弁する。</p> <p>第6章 財務</p> <p>(組合の財源・収支および取扱会計)</p> <p>第58条 全電線の収支は<u>加入金</u>、組合費、闘争資金、扶助資金および寄付金などで支弁する。</p> <p>1. <u>加入金は組合員1人あたり金100円とし一般会計で取り扱う。</u></p> <p>2. 組合費は 組合員1人あたり加盟登録人員1,000人まで415円、1,000人をこえて2,500人まで405円、2,500人をこえる人員は395円とし一般会計で取り扱う。ただしやむを得ない事由が生じたときは中央委員会の議を経て前記金額を追加もしくは前記以外に臨時組合費を徴収することができる。その取り扱い会計はその都度定める。</p>	<p>全日本電線関連産業労働組合連合会規約</p> <p>第4章 加盟および脱退</p> <p>(加盟)</p> <p>第8条 全電線に加盟しようとする組合は、加盟申請書に所定事項を記入し、中央執行委員長に提出する。</p> <p>加盟組合たる資格は、中央委員会の承認を得たときにはじまる。全電線の収支は、組合費、闘争資金、扶助資金および寄付金などで支弁する。</p> <p>第6章 財務</p> <p>(組合の財源・収支および取扱会計)</p> <p>第58条 全電線の収支は、組合費、闘争資金、扶助資金および寄付金などで支弁する。</p> <p>1. 組合費は 組合員1人あたり加盟登録人員1,000人まで415円、1,000人をこえて2,500人まで405円、2,500人をこえる人員は395円とし一般会計で取り扱う。ただしやむを得ない事由が生じたときは中央委員会の議を経て前記金額を追加もしくは前記以外に臨時組合費を徴収することができる。その取り扱い会計はその都度定める。</p> <p>2. 闘争資金は中央委員会の議を経て徴収することができ特別会計で取り扱う。</p>

現行条文	改正条文
<p>3. 闘争資金は中央委員会の議を経て徴収することができ特別会計で取り扱う。</p> <p>4. 扶助資金は第 3 号に準ずる。</p> <p>5. 寄付金は中央執行委員会の議を経て受領し財務規定に定める以外は中央委員会の承認を得なければならない。ただし取り扱いの会計はその都度定める。</p> <p>6. その他中央委員会で定めた収入。</p>	<p>3. 扶助資金は第 3 号に準ずる。</p> <p>4. 寄付金は中央執行委員会の議を経て受領し財務規定に定める以外は中央委員会の承認を得なければならない。ただし取り扱いの会計はその都度定める。</p> <p>5. その他中央委員会で定めた収入。</p>
<p>(実施期日)</p> <p>第 74 条</p> <p style="text-align: center;">～省略～</p>	<p>(実施期日)</p> <p>第 74 条</p> <p style="text-align: center;">～省略～</p> <p style="text-align: center;"><u>この規約は 2023 年 8 月 24 日改正</u> <u>され同日実施</u></p>
財務規定	財務規定
第 1 章 総則	第 1 章 総則
(財源の意義および種類)	(財源の意義および種類)
<p>第 11 条 財源とは収入の源泉をいい経常財源、特別財源および臨時財源とし次に定める。</p> <p>1. 経常財源とは規約第 58 条第 1 号に定める加入金および同条第 2 号に定める組合費をいう。</p>	<p>第 11 条 財源とは収入の源泉をいい経常財源、特別財源および臨時財源とし次に定める。</p> <p>1. 経常財源とは規約第 58 条第 1 号に定める組合費をいう。</p>
第 7 章 付則	第 7 章 付則
(実施期日)	(実施期日)
<p>第 62 条</p> <p style="text-align: center;">～省略～</p>	<p>第 62 条</p> <p style="text-align: center;">～省略～</p> <p style="text-align: center;"><u>この規定は 2023 年 8 月 24 日改正</u> <u>され同日実施</u></p>

3. 中央組織の内部強化

『現状・課題』

中央組織としては、日常活動における業務の遂行、専門的知見や連携・共有・発信力など、組織強化が求められています。

また、中央組織の強化は産別や加盟各単組にとって重要な課題であることから、役員派遣単組はもちろんのこと加盟各単組すべてで、引き続き対処していかなければなりません。

特に、役員派遣単組の人材選出における準備体制、単組事情による派遣期間、派遣期間中のフォロー体制に課題があり、加えて、全電線中央の役員受け入れ態勢など、産別組織の内部体制にも課題が見受けられます。

『検討結果』

中央組織内での再整理と管理・協力体制の再確認によるチーム力の強化を引き続き進めることで体制再構築を図り、業務の遂行や課題への対応を実施する必要があると考えます。また、組織運営を円滑に進めるためにも、内部強化は必要不可欠だと考えます。

全電線中央の先導性発揮に向けての教育や学習会についても、執行委員会を中心に積極的に実施し、より一層の産別としての役割を遂行できる体制に向け、引き続き、努力する必要があると考えます。

また、派遣単組を含めた加盟各単組すべてで、運動の継続を見据えた派遣準備体制を整える必要があると考えます。

『産業別組織の強化に向けた
各種制度の見直し（規約・規定等）』

【 財 政 対 策 】

【 財 政 対 策 】

産別財政については、これまでも全電線運動を推進すべく、健全財政に努めてきましたが、2013年度には中核単組の脱退に伴い、組織人員数が大幅に減少したことにより組合費収入が激減し、以前にも増して財政基金積立金を充当しなければならないなど、予算が組みづらい状況となっていました。

その後、第188回中央委員会で設置が確認された「全電線 組織検討委員会」において、財政健全化に向けた財政的課題への対応の検討もなされ、中央役員数や徹底した経費の削減、活動の見直し、組織の拡大など、多くの提起がなされました。

組合費の徴収基準の見直しなどについては、様々な検討が行われましたが、まずは支出抑制の取り組みと組織の拡大による組合費収入の改善が優先すべき課題であるとしておりました。（図表-2）

また組織人員数については、近年の定年延長などもあります、依然として横ばいで推移しており、抜本的財政改善には至っておりません。

1. 財政状況について

『現状・課題』

徹底した支出の抑制を実施してきたことにより現行の財政維持に対して一定の効果があり、評価できるものと考えますが、徹底した支出の抑制に伴って、産別としての果たすべき役割や、求められる活動などへの影響が課題とされます。

組織拡大については活動を推進しているものの、財政状況の改善には至っておらず、またコロナ禍の活動制限によって保たれていた財政収支のバランスが、活動制限の解除により今後崩れていくことが見込まれていることから、組合費収入の抜本的改革が課題となっています。

加えて、連合会費制度の変更に伴い、産別に対する徴収基準が見直されることや「2020～2021年度 政策委員会検討結果」の内容も併せ考えると、現行の組合費徴収基準では、全電線運動の推進と財政健全化に向けては、大変厳しい状況となっています。

また、各単組からは全電線組合費以外に徴収している、役員派遣資金やBCブロック役員派遣資金、BCブロック労働運動犠牲者相互扶助資金についても、中期的に維持・継続できるかを検証する必要があります。

加盟単組の財政状況についても、組合活動を推進するにあたってより一層厳しくなっており、組合財政による活動の低下を招くことがないよう、産別としてもしっかりとフォローする必要があります。

全電線運動をより一層推進していくための産別組織の強化や、それを支える財政基盤の確立は、大変重要です。加えて、健全財政の持続性が重要であり、早期に実質的な改善をする必要があると考えます。

2. 組合費徴収基準見直しにあたって

具体的には、「組合費徴収基準の見直し」「組織拡大の実績が伴う強化」を柱とし、とりわけ「組合費徴収基準の見直し」にあたっては以下の点を考慮し進めていくことを確認しました。

- (1) 現行加盟単組の財政状況などを把握し進めていく。
- (2) 現行準加盟単組の直加盟にあたっては、一定の移行期間も考慮をする。
- (3) 計画通りに進行している組織拡大活動の取り組みについては、中期財政シミュレーションへ反映させる。
- (4) 「2020～2021年度 政策委員会検討結果」を踏まえ、組織拡大における新規加盟を見据えた小規模単組への配慮、加盟プロセスなど加盟しやすさも考慮する。
- (5) 連合会費制度が、2026年1月から新制度へ移行されることも考慮する。なお、地方連合会費については、移行後は地協や単組から納めずに、賦課金として全電線から連合へ納めることとなる。
- (6) 役員派遣資金、BCブロック役員派遣資金、BCブロック労働運動犠牲者相互扶助資金の財政状況についても検証する。

『論議・検討経過』

全電線組合費、役員派遣資金、BCブロック役員派遣資金については、産別としての果たすべき役割や、求められる活動などが抑制されることがなく、持続性のある健全財政基盤を確立するという観点に立つことが重要です。他産別の実態や世間動向なども調査するなかで、それぞれ中期的な期間として、単年度黒字継続期間を10年間は確保することを前提に、加盟各単組の理解・協力が得られる制度となるよう、最大限の努力をする必要があります。

また、BCブロック役員派遣資金およびBCブロック労働運動犠牲者相互扶助資金については、BCブロック単組に関わる内容であることから、各種資金の現状などをBCブロック委員長会議などにて説明をし、了承を得るなかで論議・検討を進めました。

『検討結果』

- 連合会費制度の新制度移行時期が2026年1月と迫っていることから、全電線および各単組の検討期間を考慮すると現行制度の大きな変更はせず、規約・規定の目的に沿った徴収基準の見直しをすることが望ましいとの結論に至りました。
- 大規模単組が小規模単組の負担を軽減するという考えはあるものの、発言力や公平性などが担保されるよう、単組規模では差をつけず組合員1人あたりの負担を同額とすること。また、連合会費制度移行に伴う増額分についても、公平性を担保するため、同額とすることが望ましいとの結論に至りました。
- 全電線派遣役員の費用については、派遣単組へ中執派遣単組還元金として毎月22万円を還元しています。中執派遣単組還元金は1987年度に20万円から22万円へ引き上げて以降、見直しがされておらず、人件費の上昇により単組負担が増している実態を踏まえ、毎月30万円へ増額することが望ましいとの結論に至りました。
- 全電線規約・規定の改正に合わせ組合費を納入できるよう、各単組の事情などを踏まえ全電線より支援をする必要があると考えます。
- 各単組に大きな影響を与えることから、準備期間として規約・規定は2025年8月開催予定の第79回定期大会にて改正をすることが望ましいとの結論に至りました。
- BCブロック労働運動犠牲者相互扶助については、BCブロック内で論議・検討する必要があるとの結論に至りました。

【 「規約・規定の改正」 について 】

本委員会における検討結果に係る規約・規定について、文章表現などを細部にわたり検討してきました。

具体的な検討結果は以下の通りです。

1. 「全日本電線関連産業労働組合連合会 規約」の改正について

※ 改正箇所

現行条文	改正条文 (案)
<p>第 12 章 財務 (組合の財源・収支および取扱会計)</p> <p>第 58 条 全電線の収支は組合費、闘争資金、扶助資金および寄付金などで支弁する。</p> <p>1. 組合費は組合員 1 人あたり加盟登録人員 <u>1,000 人まで 415 円、1,000 人をこえて 2,500 人まで 405 円、2,500 人をこえる人員は 395 円</u>とし一般会計で取り扱う。</p> <p style="text-align: center;">～省略～</p> <p>(実施期日)</p> <p>第 74 条</p> <p style="text-align: center;">～省略～</p>	<p>第 12 章 財務 (組合の財源・収支および取扱会計)</p> <p>第 58 条 全電線の収支は組合費、闘争資金、扶助資金および寄付金などで支弁する。</p> <p>1. 組合費は組合員 1 人あたり毎月 <u>505 円</u>とし一般会計で取り扱う。</p> <p style="text-align: center;">～省略～</p> <p>(実施期日)</p> <p>第 74 条</p> <p style="text-align: center;">～省略～</p> <p style="text-align: center;"><u>この規約は 2025 年定期大会 改正 2026 年 1 月 1 日実施</u></p>

2. 「BCブロック役員派遣運営規定」の改正について

※ 改正箇所

現行条文	改正条文 (案)
<p>第3章 財政</p> <p>第9条 本会計に充てる資金はBCブロック加盟組合員1人あたり毎月<u>90円</u>を徴収する。中執派遣単組還元金もこれに充当する。</p> <p><u>また、BCブロック役員派遣資金会計において資金不足が発生もしくは見込まれる場合、BCブロック会議の議を経てBCブロック犠牲者相互扶助資金からの資金の流用を行うことができる。</u></p> <p>～省略～</p>	<p>第3章 財政</p> <p>第9条 本会計に充てる資金はBCブロック加盟組合員1人あたり毎月<u>105円</u>を徴収する。中執派遣単組還元金もこれに充当する。</p> <p>～省略～</p>
<p>第4章 附則 (実施期日)</p> <p>第14条</p> <p>～省略～</p>	<p>第4章 附則 (実施期日)</p> <p>第14条</p> <p>～省略～</p> <p><u>この規定は2025年定期大会改正 2026年1月1日実施</u></p>

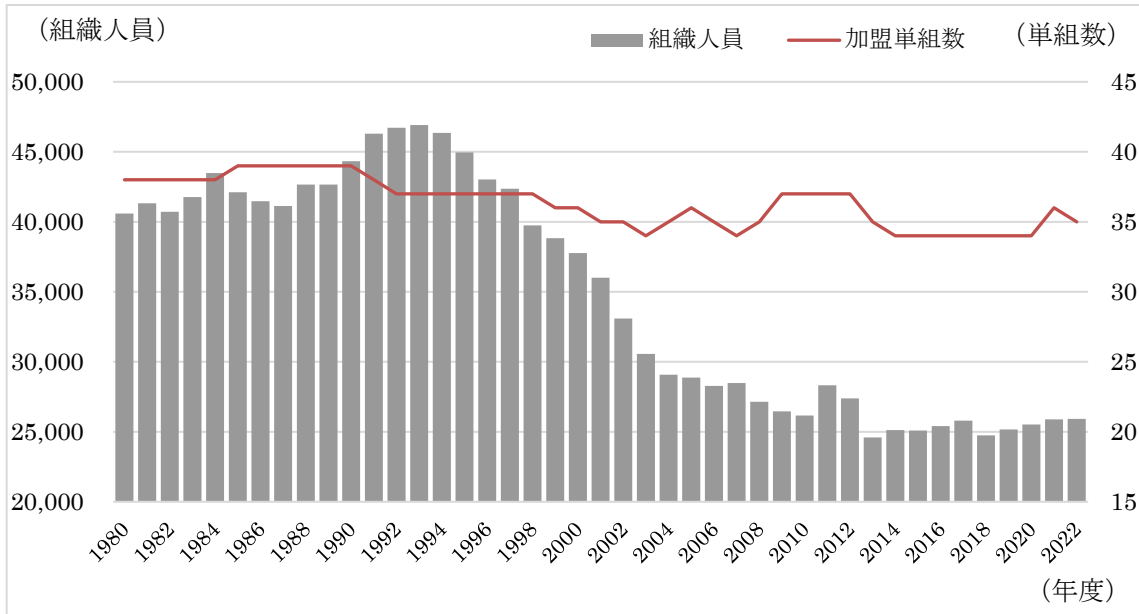
3. 「役員派遣資金運営規定」の改正について

※ 改正箇所

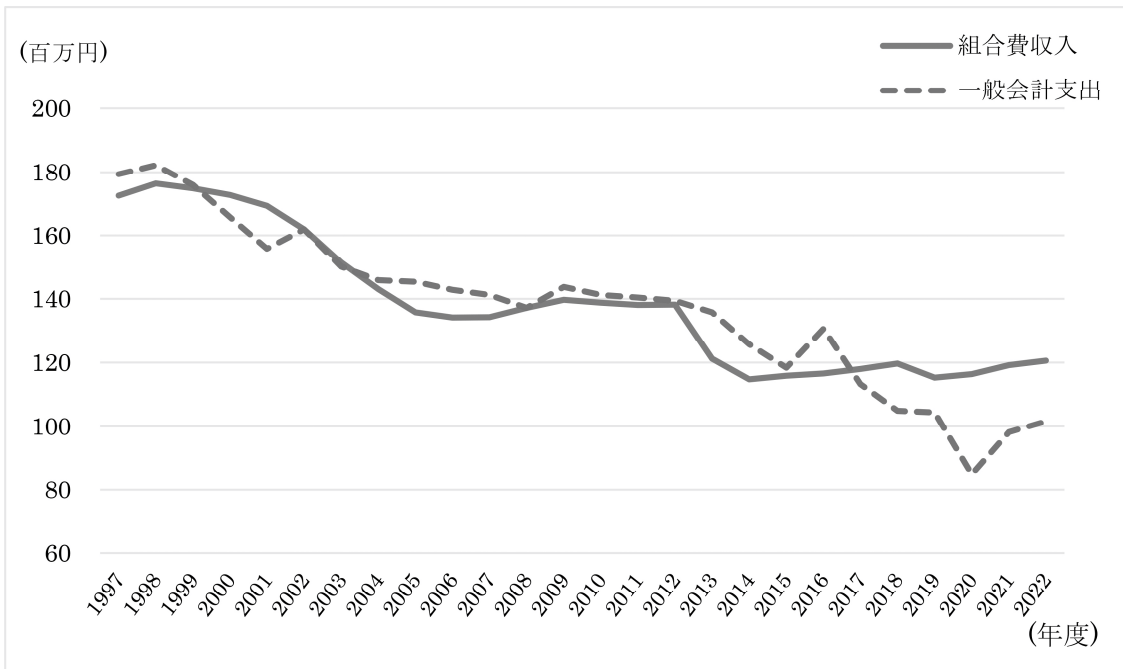
現行条文	改正条文 (案)
<p>第2章 財政</p> <p>第3条 本会計に充てる資金は、全電線加盟組合員1人当たり毎月<u>30円</u>を徴収する。<u>なお、Aブロックは、Aブロック会議の議を経て、組合員数および徴収時期を決定することとし、BCブロックは、BCブロック会議の議を経て、BCブロック犠牲者相互扶助資金からの資金の流用を行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">～省略～</p> <p>第4章 附則</p> <p>第9条</p> <p style="text-align: center;">～省略～</p>	<p>第2章 財政</p> <p>第3条 本会計に充てる資金は、全電線加盟組合員1人あたり毎月<u>25円</u>を徴収する。</p> <p style="text-align: center;">～省略～</p> <p>第4章 附則</p> <p>第9条</p> <p style="text-align: center;">～省略～</p> <p style="text-align: center;"><u>この規定は2025年定期大会改正</u> <u>2026年1月1日実施</u></p>

【参考資料】

図表-1 全電線組織人員と加盟単組数の推移

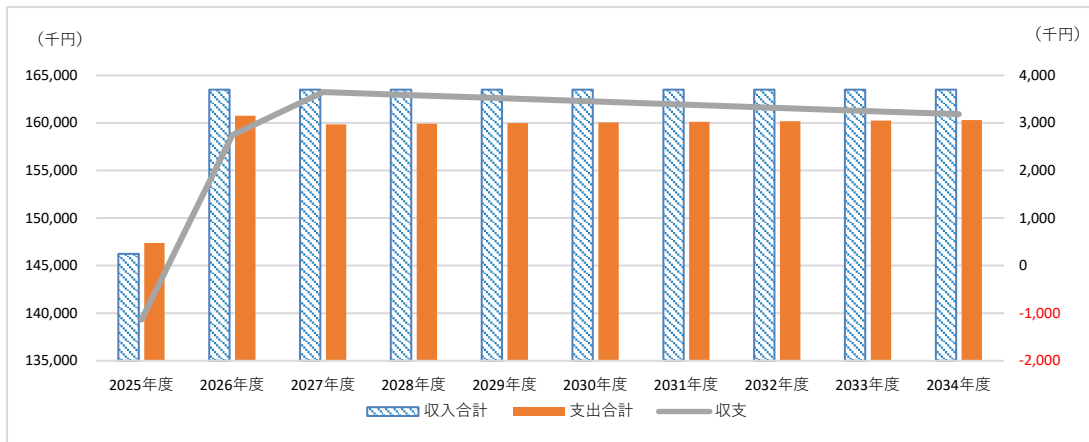


図表-2 組合費収入と一般会計支出



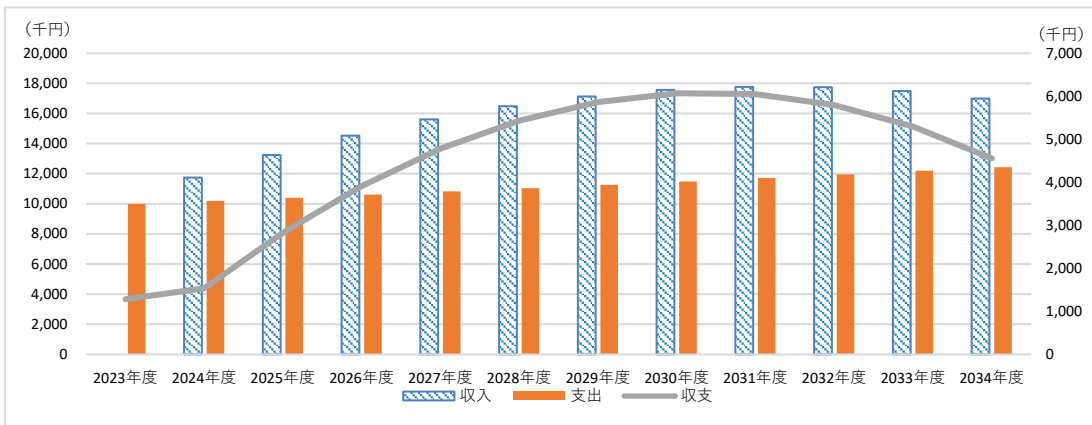
図表-3 一般会計シミュレーション

※全電線組合費 1人あたり505円/月 (収入には前年度からの繰越金を含む)



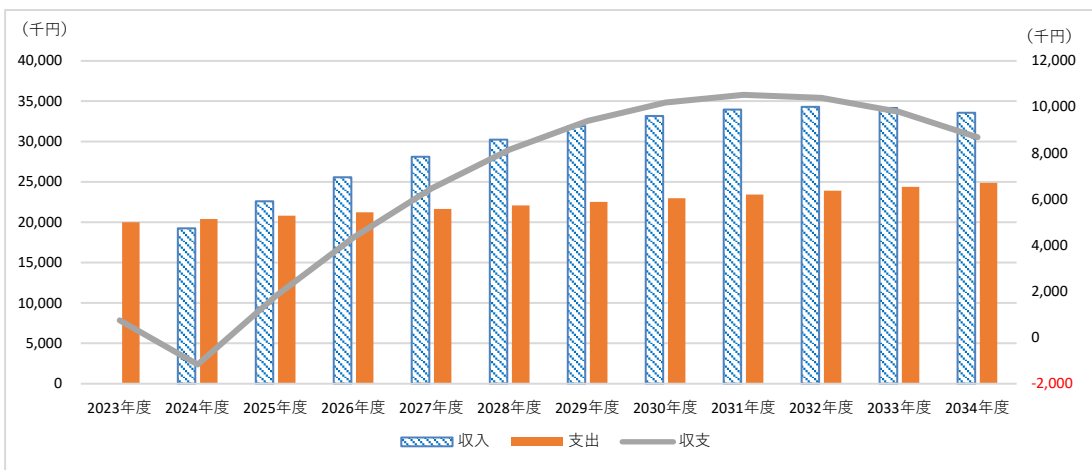
図表-4 役員派遣資金シミュレーション

※役員派遣資金 1人あたり25円/月 (収入には前年度からの繰越金を含む)



図表-5 BCブロック役員派遣資金シミュレーション

※BCブロック役員派遣資金 1人あたり105円/月 (収入には前年度からの繰越金を含む)



全電線中央執行委員会見解

2022～2023年度の政策委員会におかれましては、中央執行委員会が諮問いたしました「産業別組織の強化に向けた各種制度の見直し（規約・規定等）」について精力的に検討をいただき、ここに最終報告として答申されましたことに対し、心から敬意を表する次第であります。

中央執行委員会は、答申内容について慎重に検討した結果、全電線運動の前進に向けた提言と受け止め、本答申を尊重するなかで、出された考え方に沿って、活動に反映させていくこととします。

以上

